

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

☞ 慰安旅行費用相当額の現金支給

Q：当社は、従来、全員で慰安旅行を行っていましたが、今年は、旅行をやめて旅行費用相当額を現金で支給しようと考えています。この場合、従来どおり福利厚生費として処理してもよいのでしょうか。

A：福利厚生費ではなく、給与として課税されます。

【解説】

使用者がその役員又は使用人の親睦や労働意欲の向上等を目的として、慰安旅行、運動会等のレクリエーション行事を行うことは広く一般化していますが、その参加費用の全部又は一部を使用者が負担することとした場合には、役員又は使用人はこれによって経済的利益を享受することになり、原則として、その経済的利益の額は給与として課税されることとなります。

しかし、これらのレクリエーション行事が社会通念上一般に行われているものと認められる場合には、課税対象が一般に少額であること等を考慮し、課税しなくて差し支えないこととされています。

これは、あくまでレクリエーション費用の負担という経済的利益に対する課税の特例であって、この経済的利益に現金は含まれません。

したがって、ご質問のように、直接、役員又は使用人に旅行費用相当額を現金で支給するような場合には、一般の手当と何ら変わりありませんので、給与として課税されることとなります。

